

介護職員処遇改善計画書(平成 29 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン スズカフクシカイ 社会福祉法人 鈴鹿福祉会								
主たる事務所の所在地	〒519-0321	都・道 三重 府・県 鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地								
	電話番号	059-374-4600			FAX 番号	059-374-4543				
事業所等の名称	フリガナ 名称	「別紙一覧表による」					提供するサービス	「別紙一覧表による」		
	〒	都・道 府・県 「別紙一覧表による」								
事業所の所在地	電話番号				FAX 番号					
	※事業所等情報については、複数の事業所ごと一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。									

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I II III IV V)							
②	介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 29 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月							
③	平成 29 年度介護職員処遇改善加算の見込額	22,333,898 円							
④	賃金改善の見込額(i - ii)	22,380,000 円							
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	170,530,873 円							
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	148,150,873 円							
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合									
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額(加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	円							
⑥	賃金改善の見込額(iii - iv)	円							
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円							
	iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃金の総額	円							
賃金改善の方法について									
⑦	賃金改善実施期間	平成 29 年 6 月 ~ 平成 30 年 5 月							
※原則各年 4 月～翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超過してならない。									
⑧	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。)	・ 基本給の定期昇給(給与規則のとおり) ・ 配偶者のいない介護職員の第一子の扶養手当の支給額を 4,000 円/月から 10,000 円/月とする。 ・ 介護福祉士国家試験を受験した介護職員を対象として、介護福祉士資格取得奨励手当 13,140 円/回を支給する。又、介護職員実務者研修を受講した介護職員を対象として、介護福祉士資格取得奨励手当 80,000 円/回を支給する。 ・ 借家に居住する外国籍の介護職員又は児童養護施設等の福祉施設を退所後 1 年未満の介護職員若しくは他の都道府県に居住し採用となった介護職員を対象として、採用後 1 年以内は住居手当 15,000 円の上限を 30,000 円とする。又、外国籍の介護職員又は児童養護施設等の福祉施設を退所後 1 年未満若しくは他の都道府県に居住し採用となった介護職員が借家に居住する場合は、敷金・礼金・保証金等の契約に関する費用については 50,000 円を限度として、住居手当とは別に 1 回に限り支給する。 ・ 満 60 歳に達した常勤介護職員を対象とした高齢介護職員奨励手当 4,000 円/月を支給する。 ・ 9 月と 3 月に介護職員勤勉手当 100,000 円/回(常勤換算 1.0 人につき)を支給する。 ・ 一月当たりの平均賃金改善額は、常勤換算 1.0 人につき、約 322,000 円(税引き前、法定福利費等事業主負担分を含む)となる見込み							

- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・ 添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
 - ・ 添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
 - ・ 添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

計画書作成担当者	氏名: 施設長 服部 昭博			電話番号: 059-374-4600	FAX 番号: 059-374-4543
----------	---------------	--	--	--------------------	----------------------